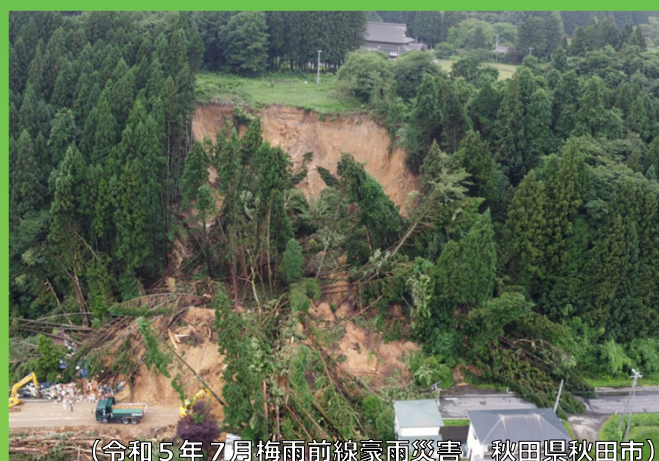




林野関係災害復旧事業等のあらまし

(林地荒廃、治山施設、林道施設、共同利用施設等)



【 目 次 】

1. 災害復旧事業について	2
2. 公共事業の災害復旧に係る事業の区分 (林地荒廃・地すべり、林道被害・森林被害)	3
3. 林地荒廃・地すべり	
(1) 新たな山地の崩壊等が発生した場合【①災害関連緊急治山事業】 ⇒ 台風、豪雨、地震等による山腹崩壊	5
(2) 新たな地すべりが発生した場合【②災害関連緊急地すべり防止事業】 ⇒ 地震、融雪水等による地すべり	5
(3) 治山施設が山地崩壊や地すべりにより被災した場合 【③治山施設災害復旧事業、④治山施設災害関連事業】 ⇒ 治山ダム、防潮堤、海岸防災林等の被災による防災機能の低下	6
(4) 小規模な林地崩壊が発生した場合 【⑤林地崩壊防止事業(激甚災害指定時に適用)】 ⇒ 人家裏などの林地等において小規模崩壊が多数発生	7
4. 林道被害・森林被害	
(1) 林道が被災した場合【⑥林道施設災害復旧事業】 ⇒ 路肩崩壊、法面崩壊、路面流失など	8
(2) 森林被害が発生した場合【⑦特定機能回復事業(被害森林整備)、 ⑧森林災害復旧事業(激甚災害指定時に適用)】 ⇒ 台風等による風倒被害、雪崩被害・雪害、火山噴火などの被害	10
5. 共同利用施設の復旧及び経営再建に係る支援措置等	
(1) 共同利用施設が被災した場合【⑨農林水産業共同利用施設災害復旧事業】 ⇒ 倉庫、加工・共同作業場、市場・林産物搬送施設、種苗生産施設など	11
(2) 木材加工流通施設等が被災した場合 【⑩林業・木材産業循環成長対策交付金】 ⇒ 木材加工流通施設、特用林産振興施設など	11
(3) 林業経営に必要な融資等を受ける場合【⑪日本政策金融公庫の災害関連資金、⑫林業施設 整備等利子助成事業、⑬(独)農林漁業信用基金による債務保証(林業・木材産業災害復旧対策保証)】 ⇒ 再建に係る運転資金の融資、施設の再整備資金の融資など	12
(4) 公的保険制度を活用する場合【⑭森林保険制度】 ⇒ 火災、気象災及び噴火災による損害	13
6. 参考資料	
・ 主要事業の手続の流れ	14
・ 災害復旧等事業に係る査定前着工制度及び施越工事	15
・ 激甚災害指定基準(中央防災会議決定)	17
・ 大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び査定設計委託費補助	18

1. 災害復旧事業について

(1) 災害の定義

災害とは、「降雨、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生ずる災害」

- ① 降雨災害：時間雨量20mm以上、最大24時間雨量80mm以上
- ② 暴風災害：最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上
- ③ 河川の出水による災害：その時点の水位が警戒水位以上、流木、流水、転石、河状の変化が被災原因、融雪出水など長期にわたる出水
- ④ 地すべり災害：地すべり防止施設の災害にあつては被災前の施設によって一定のブロックが概成している場合
- ⑤ 地震災害
- ⑥ その他異常な天然現象

※経済効果の小さなもの、過年災害、設計不備、施行疎漏、維持管理不良等は対象外

（根拠法令等）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）第2条第1項

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）第2条第5項

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領等

(2) 災害復旧事業の定義

（負担法第2条第2項・第3項、暫定法第2条第6項・第7項）

災害復旧事業とは、被災した施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合においては従前の効用を復旧することを含む。）こと。原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においては、これに代わるべき必要な施設をすることを災害復旧事業とみなす。

(3) 災害復旧事業の対象施設

ア 負担法の適用対象となる公共土木施設（負担法第3条、同法施行令第1条第4項・第5項）

法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する次の施設

- ① 林地荒廃防止施設：山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）

※森林法に基づき保安施設事業で施行した施設

- ② 地すべり防止施設：地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

イ 暫定法の適用対象となる林業関係施設（暫定法第2条第2項・第4項）

- ① 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）

※負担法の適用対象外となる保安林外の都道府県単独事業の施設又は市町村施行の施設

- ② 林道

- ③ 共同利用施設（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会その他営利を目的としない法人で政令で定めるものの所有する倉庫、加工施設、共同作業場その他の農林水産業者の共同利用に供する施設）

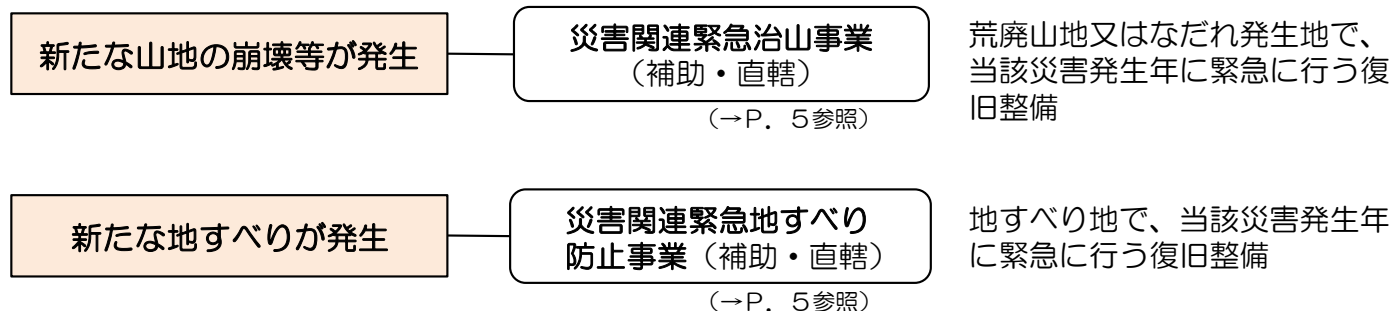
※林地荒廃防止施設と地すべり防止施設をあわせて治山施設という

2. 公共事業の災害復旧に係る事業の区分

(1) 林地荒廃・地すべり

【対応事業】

【事業内容】



【荒廃山地の復旧イメージ】

○災害により荒廃山地が発生した場合、災害関連緊急治山事業（災害復旧等事業）に引き続き、経常の治山事業により継続的な復旧対策を実施。



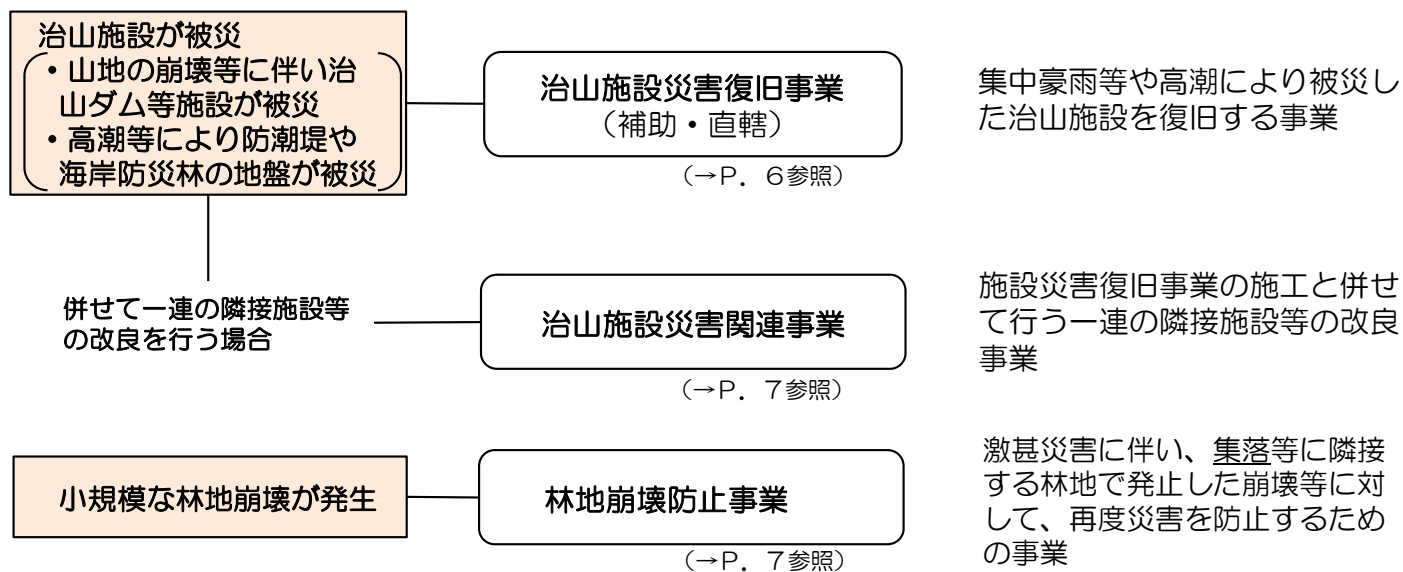
災害の発生直後



災害関連緊急治山事業の実施
(災害発生当年(緊急工事))



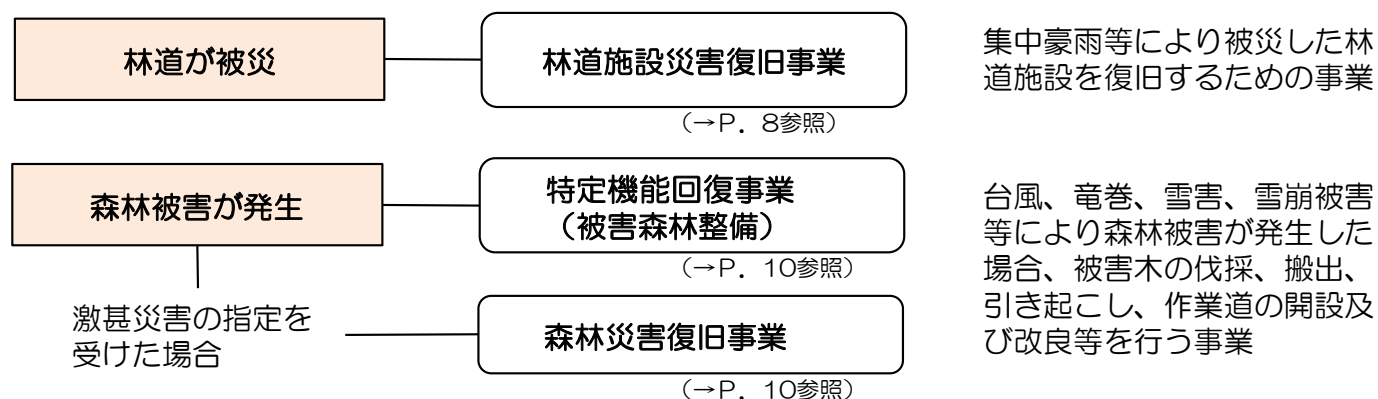
治山事業(2～3年間)で森林を再生
(災害発生から3年目)



(2) 林道被害・森林被害

【対応事業】

【事業内容】



【事業主体】

【主な採択要件】

【補助率（負担率）】

都道府県	・鉄道、高速道路、一般国道、都道府県道等に被害を与えると認められるもの ・官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの ・人家10戸以上に被害を与えると認められるもの ・1箇所の復旧事業費<u>600万円超</u>	2/3（奄美・沖縄以外・直轄） 8/10（奄美・沖縄）
国		
都道府県	上記のほか、 ・多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの	【溪流】 2/3（奄美・沖縄以外・直轄） 8/10（奄美・沖縄） 【山腹】 1/2（沖縄以外・直轄） 6/10（沖縄）
国		

【荒廃山地の復旧スケジュールの例】

事業名	補助率等	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
災害復旧等事業							
治山施設災害復旧事業	2/3						
災害関連緊急治山事業	2/3						
治山事業（経常）							
緊急総合治山事業	1/2						
治山激甚災害対策特別緊急事業	5.5/10						
復旧治山事業 等	1/2						

【負担法適用】・・・（保安林内の林地荒廃防止施設が被災した場合） 2/3以上（内地）
 ・1箇所の工事の費用が120万円以上 4/5以上（内地以外）

都道府県
市町村

【暫定法適用】・・・（保安林外の林地荒廃防止施設が被災した場合）
 ・1箇所の工事の費用が40万円以上 6.5/10

国

・1箇所の工事の費用が500万円以上 2/3

都道府県
市町村

・全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下であり、かつ災害関連事業の工事費が800万円以上 1/2

市町村

【市町村単位に次の全ての条件を備えること】
 ・激甚災害に指定された災害により林地崩壊が発生、拡大したもの
 ・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの
 ・1箇所の事業費が200万円以上であること
 ・同一市町村で、その事業費の合計額が300万円超
 又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの
 ・都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率で補助すること

1/2

【事業主体】

【主な採択要件】

【補助率（負担率）】

都道府県
市町村・森林組合等

・1箇所の工事費が40万円以上

【奥地幹線林道】
 6.5/10以上
 【その他林道】
 1/2以上

都道府県
市町村・森林組合等

・0.1ha以上の森林

国 51%
 都道府県 17%  実質68%

都道府県
市町村・森林組合等

・森林被害額1,500万円以上、かつ要復旧面積が90ha以上。
 ・暴風雨の場合は森林被害額4,500万円以上、
 かつ要復旧面積が40ha以上。

県事業 国 1/2
 県以外 国 1/2 + 県 1/6

3. 林地荒廃・地すべり

(1) 新たな山地の崩壊等が発生した場合

①災害関連緊急治山事業（補助・直轄）（現地査定を行わず、書類のみの審査）

(ア) 事業内容

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る事業

(イ) 事業主体

補助事業 ⇒ 都道府県、直轄事業 ⇒ 国

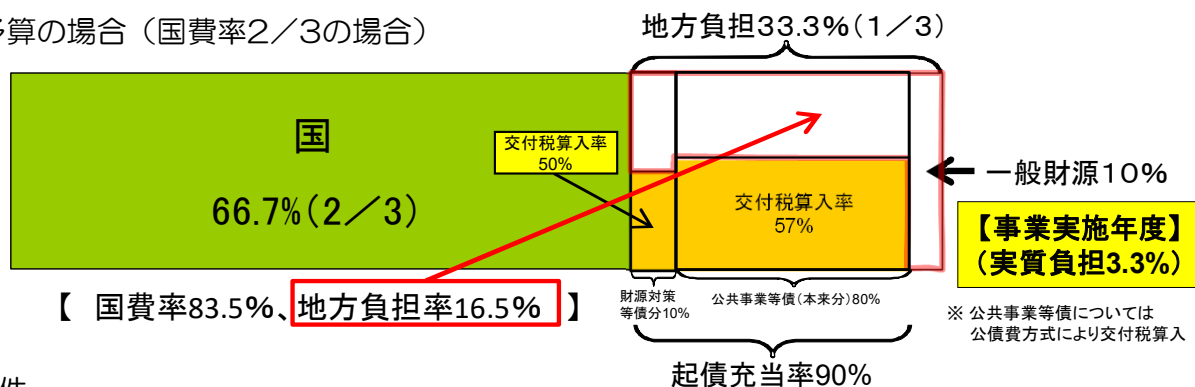


（不安定土砂を緊急的に除去し、流出防止工事を実施）

(ウ) 補助率、地方財政措置（激甚災害の指定による嵩上げ等の措置なし）

補助率（負担率）⇒ 2/3（内地・北海道・離島・直轄）、8.5/10（奄美）、10/10（沖縄）

○当初予算の場合（国費率2/3の場合）



(エ) 採択要件

- ・鉄道、高速道路、一般国道、都道府県道等に被害を与えると認められるもの
- ・官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの
- ・農地、農道、ため池又は用排水施設に直接被害を与えると認められるもの
- ・人家10戸以上に被害を与えると認められるもの
- ・1箇所の復旧事業費が600万円超

(2) 新たな地すべりが発生した場合

②災害関連緊急地すべり防止事業（補助・直轄）（現地査定を行わず、書類のみの審査）

(ア) 事業内容

地すべり等防止法第3条の規定により指定された林野庁所管に係る地すべり防止区域内において災害により新たに発生し、又は拡大した地すべり地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る事業

(イ) 事業主体

補助事業 ⇒ 都道府県、直轄事業 ⇒ 国



法枠工による山腹対策



治山ダムによる溪間対策

(ウ) 補助率、地方財政措置（激甚災害の指定による嵩上げ等の措置なし）

補助率（負担率）⇒ 【渓流】 2/3（内地・北海道・離島・直轄）、8/10（奄美・沖縄）

【山腹】 1/2（内地・北海道・離島・奄美・直轄）、6/10（沖縄）

地方財政措置 ⇒ 上記①の（ウ）と同じ

(エ) 採択要件

- ・鉄道、高速道路、一般国道、都道府県道等に被害を与えると認められるもの
- ・官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの
- ・農地、農道、ため池又は用排水施設に直接被害を与えると認められるもの
- ・人家10戸以上に被害を与えると認められるもの
- ・1箇所の復旧事業費が600万円超
- ・多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの

(3) 治山施設が山地崩壊や地すべりにより被災した場合

③治山施設災害復旧事業（補助・直轄）【負担法・暫定法】（査定前着工適用あり）

(ア) 事業内容

地方公共団体が施行管理（補助）又は民有林において国が施行し、維持管理（直轄）している林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業
（原則は、原形復旧であるが、現地の状況に応じて改良等も対応可能）

(イ) 事業主体

補助 ⇒ 都道府県（※1）

⇒ 市町村（※2）

直轄 ⇒ 国



治山ダムの被災



防潮堤及び海岸防災林の被災

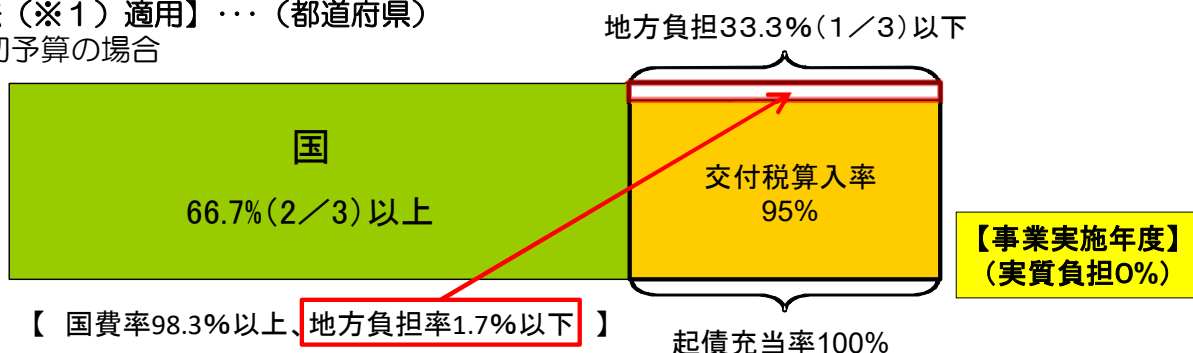
(ウ) 補助率、地方財政措置（激甚災害の指定による嵩上げ等の措置あり）

負担率⇒2/3（内地）、4/5（北海道・離島・奄美・沖縄）※補助・直轄

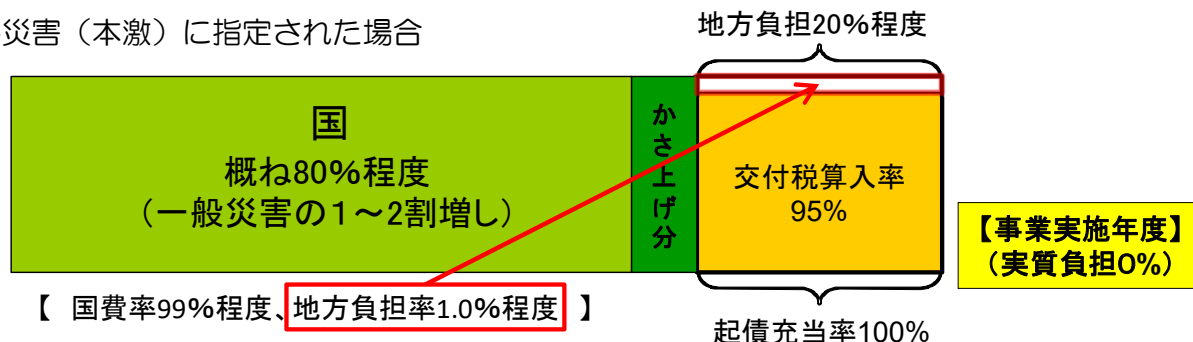
補助率⇒6.5/10（内地・北海道・離島・奄美・沖縄）※補助

【負担法（※1）適用】…（都道府県）

○当初予算の場合

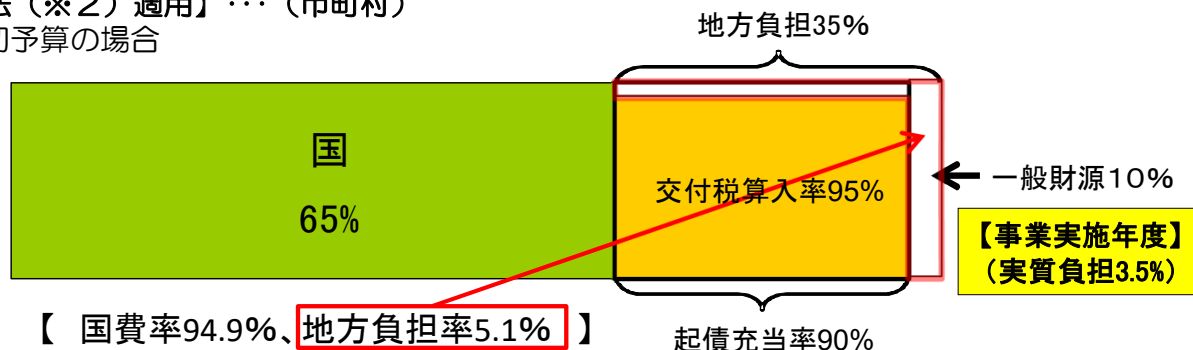


○激甚災害（本激）に指定された場合



【暫定法（※2）適用】…（市町村）

○当初予算の場合



(エ) 採択要件

- ・1箇所の工事の費用が120万円以上（※1）
- ・1箇所の工事の費用が40万円以上（※2）

※1：負担法の適用対象となる施設の場合

⇒ 保安林内の林地荒廃防止施設が被災した場合

※2：暫定法の適用対象となる施設の場合

⇒ 保安林外の林地荒廃防止施設が被災した場合

④治山施設災害関連事業（現地査定を行わず、書類のみの審査）

（ア）事業内容

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業の施行のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと合併して行う当該施設又はこれを含めた隣接する一連の施設の改良事業。

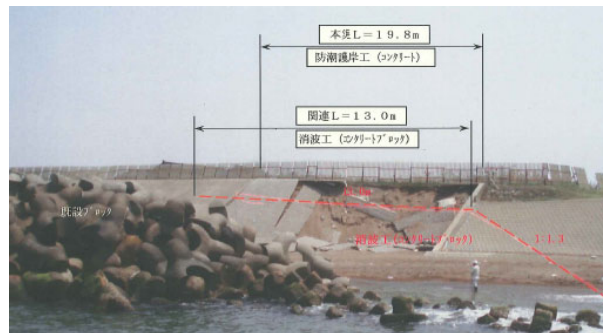
（イ）事業主体

都道府県、市町村

（ウ）補助率、地方財政措置

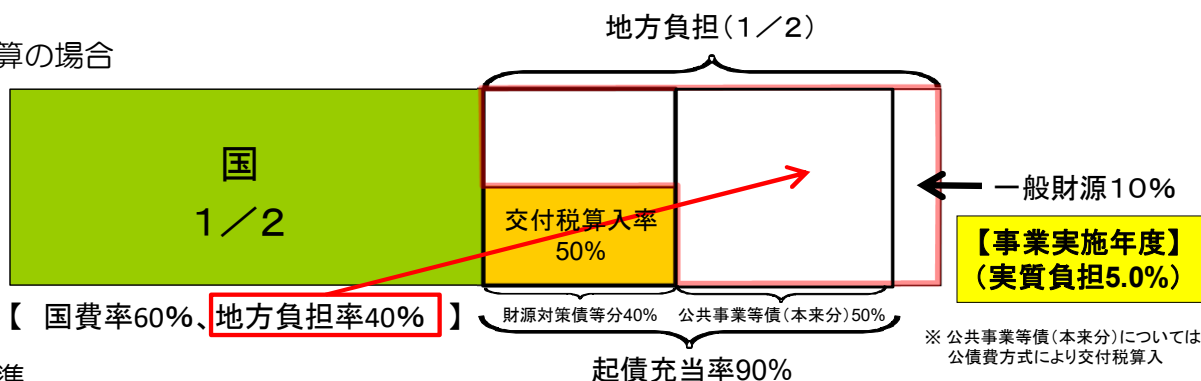
（激甚災害の指定による嵩上げ等の措置あり）

補助率⇒1/2



冬季風浪による被災
→災害復旧：防潮護岸工、災害関連：消波工

○当初予算の場合



（エ）採択基準

【一般基準】

- ・全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下であり、かつ、災害関連事業の工事費が800万円以上であること。

（４）小規模な林地崩壊が発生した場合

⑤林地崩壊防止事業【激甚災害指定時に適用】（現地査定を行わず、書類のみの審査）

（ア）事業内容

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）により激甚災害として指定され、住居等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業で、都道府県が市町村に補助を行う場合、国が都道府県に補助。



人家裏の林地崩壊

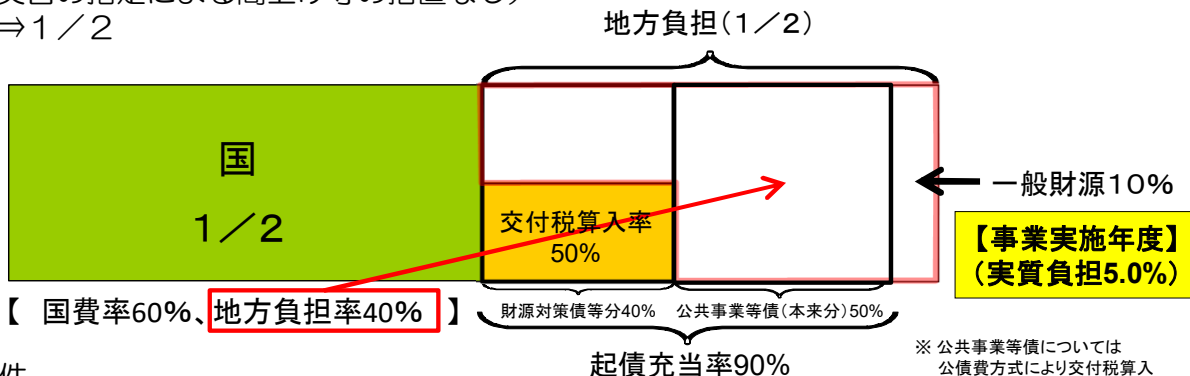
（イ）事業主体

市町村

（ウ）補助率、地方財政措置

（激甚災害の指定による嵩上げ等の措置なし）

補助率⇒1/2



（エ）採択要件

- ・激甚災害に指定された災害により林地崩壊が発生し、又は拡大したもの
- ・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの
- ・1箇所の事業費が200万円以上であること

4. 林道被害・森林被害

(1) 林道が被災した場合

⑥林道施設災害復旧事業【暫定法適用】（査定前着工適用あり）

（暫定法律第3条）

(ア) 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

※1 原形復旧のみならず、現地の状況に応じて改良等も対応可能

※2 作業道は、経常事業の改良・新設で対応

※3 令和元年台風第15号による倒木被害が甚大であったことに鑑み、令和元年発生災害以降当分の間、倒木によって車両の交通の著しい妨げとなる林道敷の倒木を除去する工事も対応可能

(イ) 採択基準

1箇所以上の工事の費用が40万円以上のもの

(ウ) 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

(エ) 補助率

〔 甚大な被害を受けた地域、激甚災害の指定による嵩上げ等の措置あり 〕
『参照（次ページ）・・・林道施設災害復旧事業の補助率（表）』

(i) 基本補助率

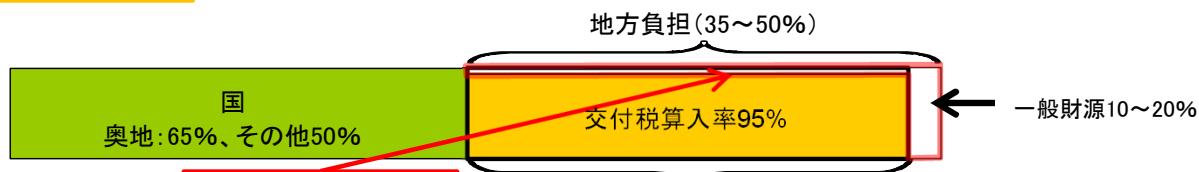
- ・奥地幹線林道（幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上）

6.5/10

- ・その他林道（奥地幹線林道以外の林道）

5.0/10

(i) 基本補助率

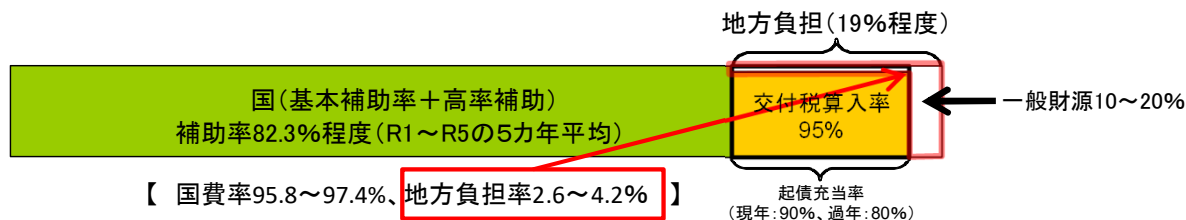


【 国費率88.0~94.9%、地方負担率5.1~12.0% 】 起債充当率（現年:90%、過年:80%）

(ii) 高率補助

- ・単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ
- ・連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

(ii) 高率補助

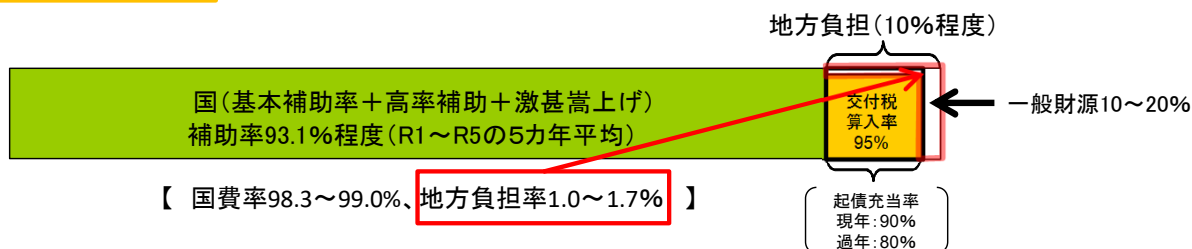


【 国費率95.8~97.4%、地方負担率2.6~4.2% 】

(iii) 激甚災害指定による嵩上げ【激甚法適用の場合】

（激甚災害法第5条）

(iii) 激甚災害指定



【 国費率98.3~99.0%、地方負担率1.0~1.7% 】

(参考) 【林道施設】災害復旧事業の補助率及び地方財政措置

(1) 林道施設災害復旧事業の補助率

区分	暫定法補助率			激甚法による嵩上げ		
	通常補助率	単年災・連年災高率補助率				
		一次高率	二次高率			
	林道1mあたりの事業費が1,000円までの部分	林道1mあたりの事業費が1,000円を超え～1,200円までの部分	林道1mあたりの事業費が1,200円を超える部分	林道1mあたりの負担額が110円を超え200円までの部分	林道1mあたりの負担額が200円を超え500円までの部分	林道1mあたりの負担額が500円を超える部分
奥地 その他	65% 50%	90% 75%	100% 85%	70% 70%	80% 80%	90% 90%

奥地100%

基本補助率 65%

一次高率 90%

二次高率 100%

1000円 1200円
林道1mあたりの事業費

その他

基本補助率 50%

一次高率 75%

二次高率 85%

1000円 1200円
林道1mあたりの事業費

林道1mあたりの負担額（左図赤囲い部分「市町村・森林組合等負担分」について、下図の補助率の嵩上げを適用

70% 80% 90%

110円 200円 500円
被災林道1mあたりの市町村・森林組合等の負担分

注1：暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1m当たりの事業費は、災害関連事業を除いた事業費で算出する。

注2：その年（単年）又は3ヶ年（連年）に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、補助率の特例がある。

注：その年に発生した激甚災害に係る林道の災害復旧事業及び災害関連事業の通常補助控除額の総額（補助残）（赤枠内）が、その市町村区域内における総延長のメートル数を180円を乗じて得た額を超える市町村の区域

注1：暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1m当たりの事業費は、災害関連事業を除いた事業費で算出する。

注2：その年（単年）又は3ヶ年（連年）に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、補助率の特例がある。

注：その年に発生した激甚災害に係る林道の災害復旧事業及び災害関連事業の通常補助控除額の総額（補助残）（赤枠内）が、その市町村区域内における総延長のメートル数を180円を乗じて得た額を超える市町村の区域

(2) 地方財政措置（林道施設災害復旧事業関係）

区分	起債充当率(%) ※3		元利償還金に対する地方交付税等の措置（基準財政需要額算入率(%)	備考
	現年	過年		
林道施設災害復旧事業	90	80	95	
小災害復旧事業（※激甚災害時）	一般 65		100	農地、農業用施設、林道施設の災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が800万円を超え、かつ農地等小災害債の合計額が、限度額※2を超える市町村が対象。起債対象は、1箇所の事業費が13万円以上40万円未満のもの。
	激甚※1 80			
一般単独災害復旧事業	65		47.5～85.5	財政力補正

※1：災害復旧に係る市町村等の負担額がm当たり180円を超える場合。

※2：指定都市（800万円）、人口30万人以上の市（400万円以上）、人口10万人以上の市（250万円）、人口5万人以上の市（150万円）、その他の市町村（80万円）。

※3：令和6年度地方債充当率（令和6年総務省告示第136号）を参照。

(2) 森林被害が発生した場合

森林法第5条に規定する「森林」において、台風、大雪、火山噴火等により樹木に激甚な被害が発生した場合は、特定機能回復事業（被害森林整備）又は森林災害復旧事業等により復旧を支援。

⑦特定機能回復事業（被害森林整備）【森林法】

(ア) 事業内容

被害木等の伐採、搬出、伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起こし又は森林作業道の開設及び改良等を行う事業。

(イ) 事業規模

0.1ha以上の森林

(ウ) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等（森林所有者と10年間皆伐しない旨の協定を締結）

(エ) 国・都道府県の負担割合

補助率：国3／10、都道府県1／10（査定係数170）

- ・地方公共団体が所有する森林で自ら事業を行う場合は、地方負担額の100%起債充当可能
- ・都道府県が負担する経費に対し50%、市町村が負担する経費に対し70%の特別交付税措置※

※公益的機能別施業森林に限る

(例) 森林組合が事業主体の場合

国 51%	都道府県 17%	森林組合等 32%
----------	-------------	--------------



風倒被害

⑧森林災害復旧事業【激甚災害指定時に適用】

（激甚災害法第11条の2）

(ア) 事業内容

激甚災害を受けた被害木等の伐採、搬出、伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起こし又は作業路の開設を行う事業。

(イ) 採択基準

(i) 事業を実施できる地域

激甚災害法により激甚災害を受けた政令で定める地域のうち、一定規模以上の森林被害が発生し、農林水産大臣が告示する市町村

(ii) 被害規模

- ・森林被害額が1,500万円以上で、かつ、要復旧面積が90ha以上
- ・暴風雨による場合は、森林被害額が4,500万円以上で、かつ、要復旧面積が40ha以上

(ウ) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合、その他政令で定めるもの（生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等）

(エ) 補助率

(i) 事業主体が都道府県：国1／2

(ii) 事業主体が都道府県以外：国1／2＋都道府県1／6

- ・地方公共団体が所有する森林で自ら事業を行う場合は、地方負担額の100%起債充当可能
- ・都道府県が補助をして都道府県以外のものを行う事業に要する経費のうち、当該年度の経費の1／6に相当する額に0.8を乗じて得た額について特別交付税措置

(例) 森林組合が事業主体の場合

国 1／2	都道府県16.7% 特別交付税 算入率80%	森林組合等 33.3%
----------	------------------------------	----------------

【 国費率63.36%、都道府県負担率3.34% 】

※補助金の算定に用いる単価は、査定を通じて、現地の状況に応じた単価とすることができる。

5. 共同利用施設の復旧及び経営再建に係る支援措置等

(1) 共同利用施設が被災した場合

⑨農林水産業共同利用施設災害復旧事業【暫定法適用】（査定前着工適用あり）

(ア) 事業の内容

異常な自然災害により被災した森林組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にあつては13万円）以上の災害復旧事業に対して助成する制度

(イ) 事業の対象となる施設の所有者

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体

(ウ) 補助対象共同利用施設

- ・森林組合、農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、林産物搬送施設、公害防止施設など
- ・地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）など

(エ) 補助率等（激甚災害の指定による嵩上げ等の措置あり）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一 般 災 害		40万円以上	2／10	
激 甚 災 害	告示地域(※)	13万円以上	4／10	9／10
	その他の地域	40万円以上	3／10	5／10

※(告示地域とは、激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

(2) 木材加工流通施設等が被災した場合

⑩林業・木材産業循環成長対策交付金

(ア) 事業の内容

被災地域における林業・木材産業を回復し、生業の再建を図るため、被災した木材加工流通施設等の再建に必要な機械施設の復旧・整備、被災施設の撤去（撤去のみは不可）及び特用林産物生産資材の再導入の費用を支援する。

なお、事業実施の有無及び補助対象等については、災害単位で異なる。

(イ) 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、地方公共団体等が出資する法人、林業者等が組織する団体、地域材を利用する法人等

(ウ) 補助対象施設

○林業・木材産業循環成長対策交付金の施設整備メニューに該当するもの

木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物、コンテナ苗生産基盤施設及び高性能林業機械

(エ) 補助率等

定額（1／2以内）

(3) 林業経営に必要な融資等を受ける場合

⑪日本政策金融公庫の災害関連資金

ア 農林漁業セーフティネット資金（運転資金）

災害（台風、土砂災害、地震、雪害等）により一時的に経営状況が悪化した林業者に対する経営の再建に必要な資金の融通。

(i) 借入者の資格

林業経営改善計画の認定を受けた者（個人、株式会社及び持分会社に限る）、林業を営む者であって、林業に係る所得が総所得の過半を占めているもの、又は粗収益が200万円以上であるもの等。

(ii) 貸付条件

a) 利率 0.60～0.95%（令和6年3月18日時点）

b) 償還期限（据置期間） 15年（3年）以内

c) 貸付限度額 一般 600万円（特認 年間経営費の6/12又は、粗収益の6/12のいずれか低い額）

イ 林業基盤整備資金

造林・樹苗養成施設・林道の復旧等に必要な資金の融通。

(i) 借入者の資格

林業を営む者、森林組合、森林組合連合会、樹苗養成の事業を営む者等

※1 激甚災害施行令に基づき告示された市町村の区域内で行われる造林事業

(ii) 貸付条件

a) 利率 復旧造林※1・林道（災害復旧）0.60～1.10%（令和6年3月18日時点）

樹苗養成（災害復旧）0.60～0.95%（令和6年3月18日時点）

b) 償還期限（据置期間） 造林 30年（20年）以内※2

林道 20年（3年）以内※2

樹苗養成 15年（5年）以内

※2 一定の条件を満たす場合、償還期限等の延長が認められる。

c) 貸付限度額 借入者の負担する額の80%※3に相当する額

※3 一定の条件を満たす場合、限度額の引き上げが認められる。

ウ 農林漁業施設資金

素材生産施設、造林施設、林産物処理加工施設等の復旧に必要な資金の融通。

(i) 借入者の資格

a) 主務大臣施設

林業を営む者（林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設にあっては林業と木材産業を併せ営む者）

b) 共同利用施設

森林組合、森林組合連合会、5割法人・団体等

(ii) 貸付条件

a) 利率 主務大臣施設（災害復旧）、共同利用施設（災害復旧）
0.60～0.95%（令和6年3月18日時点）

b) 償還期限（据置期間） 主務大臣施設 15年（3年）以内

共同利用施設 20年（3年）以内

c) 貸付限度額 主務大臣施設（災害復旧）借入者の負担する額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額

共同利用施設 借入者の負担する額の80%

※ 最新の金利、資金の詳細は（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にお問い合わせください。

⑫林業施設整備等利子助成事業

自然災害の被害を受けた林業者等が日本政策金融公庫資金により災害からの復旧を図る場合に負担する金利を助成。

(i) 対象者 事業用資産について自然災害の被害を受け、市町村による罹災証明等により被害内容を証明できる林業者等

(ii) 対象資金 農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金

(iii) 利子助成率及び期間 最大2%（実質無利子化）、最長10年間

(iv) 利子助成対象融資枠 1林業者あたり3億円まで

⑬（独）農林漁業信用基金による債務保証（林業・木材産業災害復旧対策保証）

重大な災害からの復旧に係る資金を民間金融機関から借り入れる際に（独）農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合、必要となる保証料を最大5年間免除。

(i) 対象者 林業・木材産業を営む者で林野庁長官が指定する災害により直接的、間接的に被害を受けた者

(ii) 保証限度額 通常の保証限度額とは別枠で8,000万円

(iii) 保証期間 運転資金5年以内、設備資金15年以内（据置期間：2年以内）

(iv) 問い合わせ先

独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部

電話：03-3434-7835にお問い合わせください。



←（独）農林漁業信用基金HP上の案内はこちらをご覧ください。

(4) 公的保険制度を活用する場合

⑭森林保険制度

森林に火災、気象災及び噴火災が発生したときに経済的損失を補てんすることで、林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定化を図ることを目的とする森林保険法に基づく公的保険制度。

ア 保険者

国立研究開発法人森林研究・整備機構

イ 被保険者

森林所有者

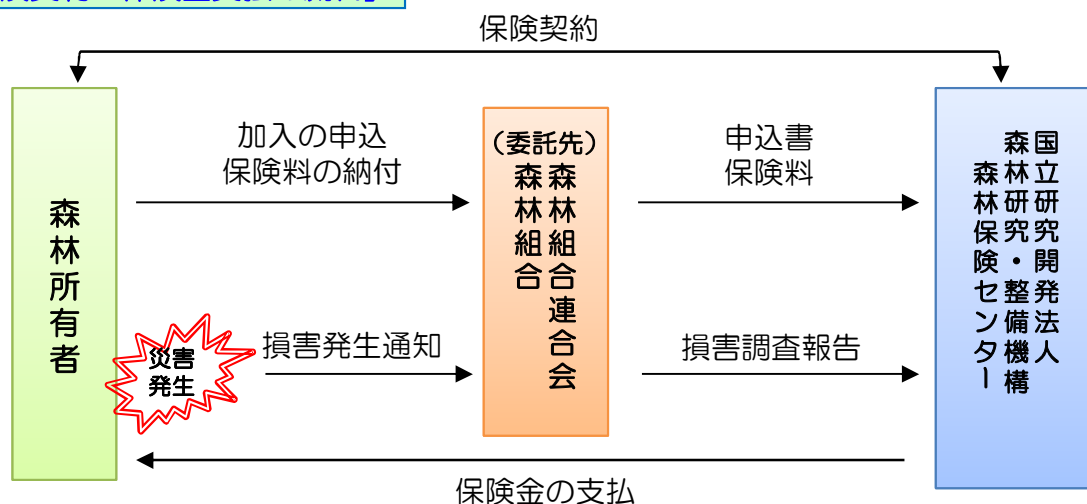
ウ 対象とする損害

火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災

※1：森林についての火災・気象災・噴火災による損害を総合的に補償する民間の保険はなし。

※2：地震災については、事故発生頻度、規模等の将来の予測が困難かつ損害が巨額となるため、森林保険法上、免責となっている。

【保険契約・保険金支払の流れ】



【保険料・保険金額の例】

樹種・林齢の例	1 ha当たり	
	保険料（地域により異なる） ※契約期間1年の場合	保険金額
スギ1年生	3～5千円程度／年	101万円
スギ30年生	7千円～1万円程度／年	279万円
スギ50年生	8千円～1万2千円程度／年	309万円

【保険金の支払例】



風害による被害

【大阪府の公有林】

平成30年9月の
台風21号による風害
実損面積：0.45ha
支払保険金：約141万円
ha当たり保険料：
7,989円／年



火災による被害

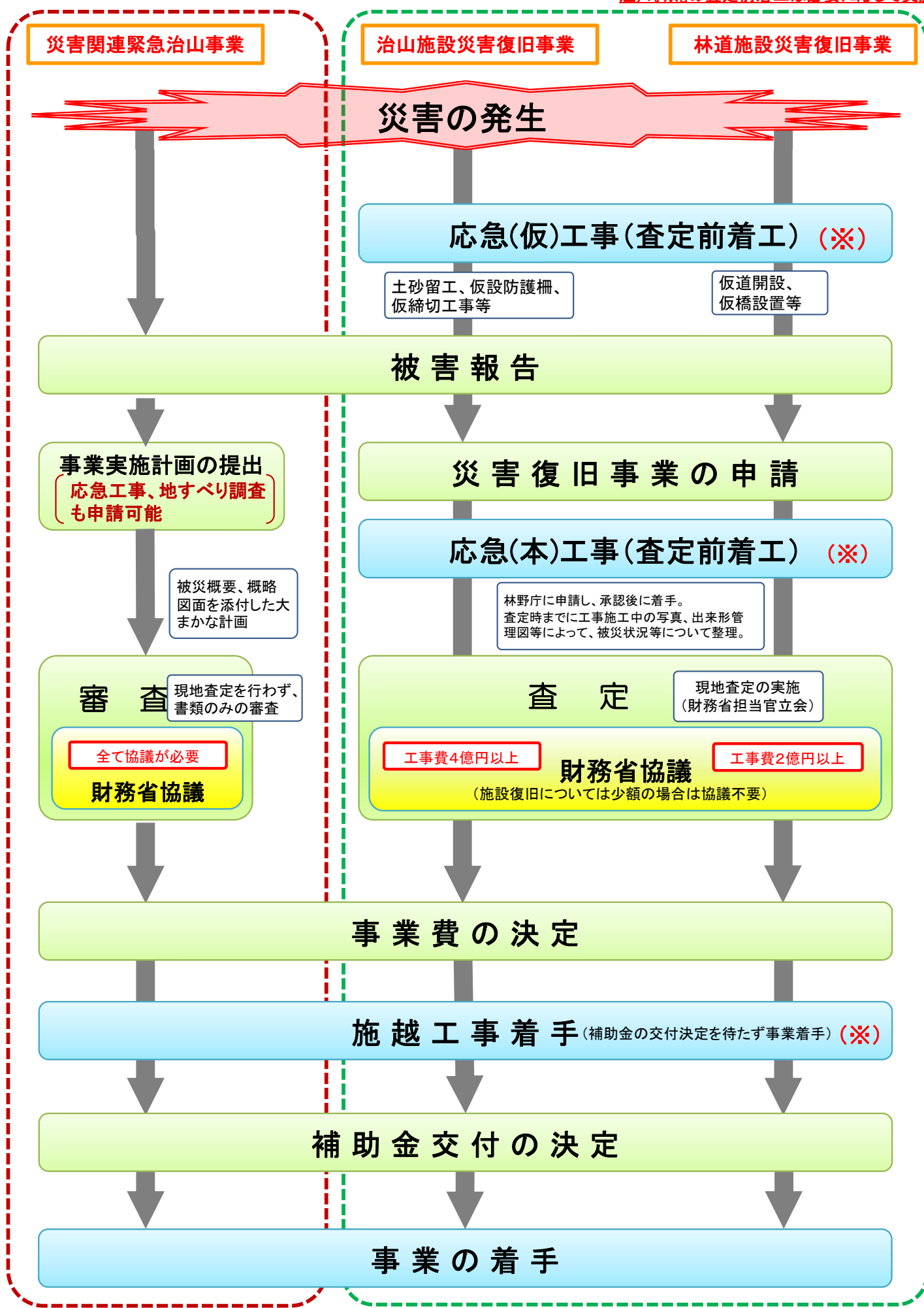
【熊本県の私有林】

令和4年2月の林野火災
実損面積：1.46ha
支払保険金：約378万円
ha当たり保険料：
4,942円／年

6. 参考資料

・ 主要事業の手の続の流れ

注):『※』の査定前着工は必要に応じて実施



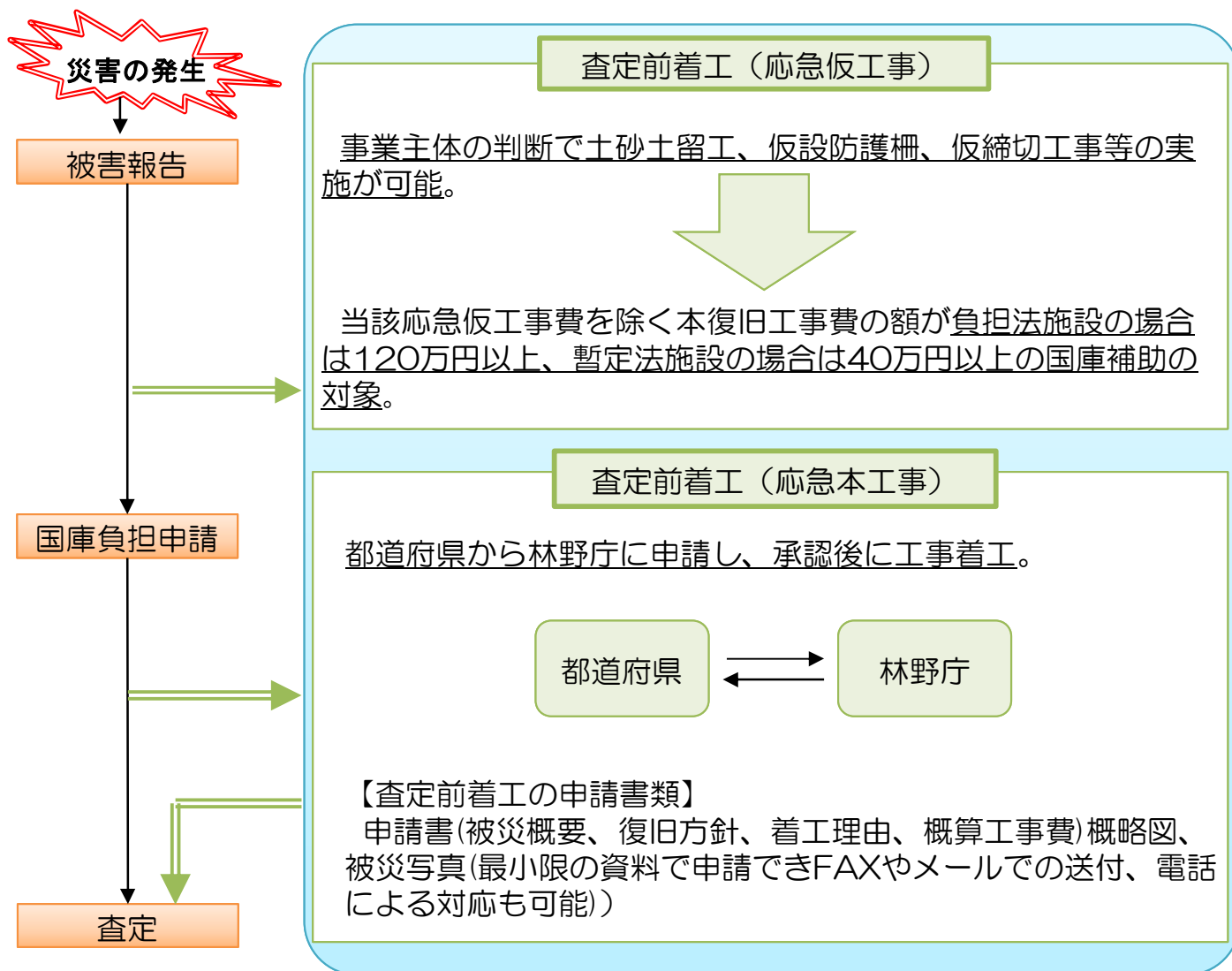
・災害復旧等事業に係る査定前着工制度及び施越工事

1 査定前着工制度

ア 趣旨

査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度で、次期出水等により被災施設等に甚大な被害を与えるおそれが大きく、緊急に復旧する必要がある活用できる制度。

イ 査定前着工の流れ



※査定前着工の留意事項

災害査定時までには工事施工中の写真、出来高管理図、その他の証拠書類等によって、被災の状況、工事の竣工、工事費の積算等について整理しておく必要。



仮設防護柵
の設置



2 施越工事

施越工事とは、特に緊急を要する災害復旧事業及び災害関連事業について、都道府県等が事業費の決定を受けた後、事業費決定を受けた範囲内について国庫補助金の交付決定前に事業に着手するもの。

対象となる事業

山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業

(1) 治山施設災害復旧事業等の場合

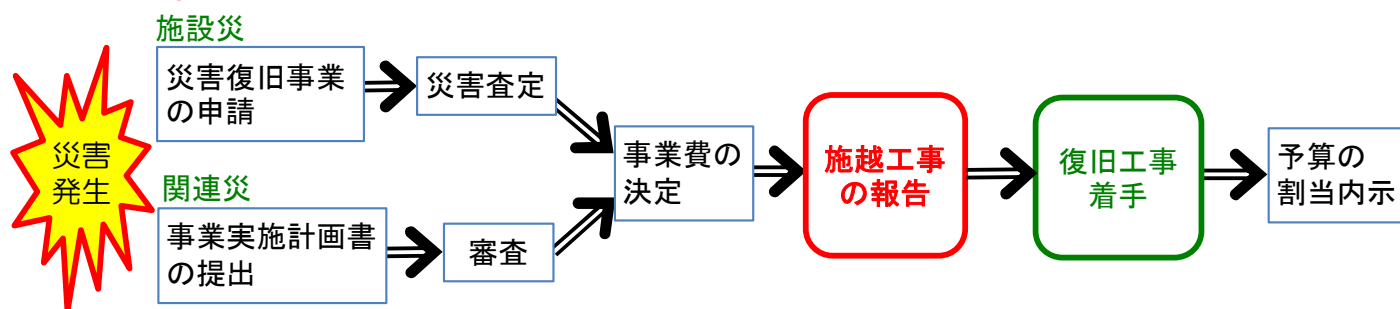
ア 施越工事の実施条件

農林水産大臣又は林野庁長官が決定した災害復旧等事業の事業費に基づいて施行される工事で、増破のおそれが見著なるもの等緊急やむを得ない工事について施行することが可能。また、事業内容は、事業費決定通知に記された事業内容の範囲内に限定されている。

イ 施越工事を施行する場合の主な手続き

施越工事（着手・完了）報告書により、工事着手前及び完了後遅滞なく林野庁治山課災害対策班あてに郵送、電子メール等で報告。

ウ 施越工事の流れ



(2) 林道施設災害復旧事業の場合

ア 施越工事として取り扱われる工事

原則として農林水産大臣が決定した事業費に基づいて、国の補助金の交付決定が行われる前に、

- ①都道府県が当該災害復旧事業を施行し、かつ、竣工検査を行った工事
- ②都道府県が間接補助事業者（市町村又は森林組合等）に対し、当該災害復旧事業に係る工事の承認を与え、かつ、都道府県が竣工検査を行った工事

であって、毎年度補助金交付申請書の提出以前に「施越工事箇所別調書」により、林野庁に届出をしたもの。

なお、補助金交付申請手続中のもので、上記①及び②に該当する工事は、施越工事として取り扱われる性質のものであるが、特にこの届出を要しない。

イ 「施越工事箇所別調書」の作成【林道施設災害復旧事業取扱要領 7施越工事】より

施越工事箇所別調書への記入に当たって留意する点は以下のとおり。

- ①査定事業費欄の「延長」及び「事業費」は、農林水産大臣が通知した「決定通知」の数量及び金額（事業計画の変更申請を行い、その承認を受けたものにあっては、その承認を受けた数量及び金額）とする。
- ②精算事業費欄の「延長」及び「事業費」は、都道府県の竣工検査において確認した数量及び金額とする。
- ③備考欄には、施越工事を施行した理由（増破のおそれ顕著なるもの等）を簡潔に記載する。

・激甚災害指定基準（中央防災会議決定）

I. 公共土木施設関係（治山施設）

(1) 激甚災害指定基準（本激）

- A基準** 全国の災害復旧事業の査定見込額 $>$ 全国の都道府県と市町村の標準課税収入の合計 $\times 0.5\%$
B基準 全国の災害復旧事業の査定見込額 $>$ 全国の都道府県と市町村の標準課税収入の合計 $\times 0.2\%$
かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県があること
1) 都道府県の負担する災害復旧事業費の査定見込額 $>$ 当該都道府県の標準税収入 $\times 25\%$
2) 都道府県内の市町村が負担する災害復旧事業費の査定見込額の合計 $>$ 当該都道府県内の市町村の標準税収入の合計 $\times 5\%$

(2) 激甚災害指定基準（局激）

①年度末局激

○共通

市町村が負担する災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上) $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$
(ただし、上記に該当する市町村の査定事業費を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く)

○標準税収入50億円以下の市町村

市町村が負担する災害復旧事業の査定事業費(2.5億円超) $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$

○標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村

市町村が負担する災害復旧事業の査定事業費

$>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$ + (当該市町村の標準税収入-50億 $\times 60\%$)

- ②早期局激 公共施設災害復旧事業費の査定見込額からみて、①(年度末局激)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害
(当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。)

II. 農林水産業施設関係（林道施設、共同利用施設）

(1) 激甚災害指定基準（本激）

林道施設 A基準 全国の災害復旧事業の査定見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.5\%$

B基準 全国の災害復旧事業の査定見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.15\%$

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県が1以上あること

- 1) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 当該都道府県の農業所得推定額 $\times 4\%$ …の県が1以上
2) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 10億円…の県が1以上

共同利用施設 1) 激甚災害法第5条の措置が適用される場合、又は

2) 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ で激甚災害法第8条の措置が適用される場合
ただし、1)、2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く

(2) 激甚災害指定基準（局激）

①年度末局激

当該市町村内の災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上) $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$

(ただし、上記に該当する市町村の査定事業費を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く)

- ②早期局激 災害復旧事業費の査定見込額からみて、①(年度末局激)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害
(当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。)

III. 森林災害復旧事業関係（風倒等による森林被害）

(1) 激甚災害指定基準（本激）

A基準 全国の林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 5\%$

B基準 全国の林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 1.5\%$

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県が1以上あること

1) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 当該都道府県の生産林業所得推定額 $\times 60\%$ …の県が1以上
又は、

2) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 1\%$ …の県が1以上

ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

(2) 激甚災害指定基準（局激）

当該市町村の林業被害見込額（樹木に係るもの）

$>$ 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門） $\times 1.5$

(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満のものを除く。)

かつ、1) 大火による被害にあっては、要復旧見込面積 > 300 ha

2) その他の被害にあっては、要復旧見込面積 $>$ 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） $\times 25\%$

・大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び査定設計委託費補助

1 災害査定の効率化

ア 通常の施設災害の査定

- ① 施設災害は、原則、現地査定。ただし、申請額が、負担法では1,000万円未満、暫定法では500万円未満の箇所については、机上査定を行うことができる。
- ② 査定時に、1か所の工事費が、負担法施設では4億円以上、暫定法施設では2億円以上となる場合は、現地での事業対策が保留され、本省間（農林水産省・財務省間）で協議が行われる。

イ 大規模災害発生時の適用

（ア）机上査定限度額及び採択保留額の引上げ

- ① 激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ政府の緊急災害対策本部が設置された災害

- ・ 机上査定限度額：査定対象件数の概ね9割をカバーする金額まで引上げ
- ・ 採択保留額：採択保留件数の概ね9割をカバーする金額まで引上げ

- ② 激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害

- ・ 机上査定限度額：査定対象件数の概ね7割をカバーする金額まで引上げ
- ・ 採択保留額：採択保留件数の概ね6割をカバーする金額まで引上げ

（イ）設計図書の簡素化

設計図書は、平面図（航空写真も含む）、標準平面図（代表断面図）とすることができる。また、写真は、起終点、被災全景状況（全景は航空写真の活用も可）とすることができる。

2 査定設計委託費補助

災害復旧事業の査定用設計委託に要する経費は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の補助対象となっておらず、委託により査定設計図書を作成する場合、災害復旧事業の事業主体である地方公共団体にとって大きな負担となることがある。

このことから、大規模災害時において、地方公共団体の災害復旧事業の申請に係る測量・設計等を適切かつ迅速に実施し、早期の復旧を図るため、査定設計委託費を補助する。

補助対象災害

- （ア）激甚災害に指定された災害等で林野庁長官が特に被害が激甚であると認める災害
 - （イ）その他林野庁長官が特に適当と認める場合に該当する箇所の災害に係る復旧事業
- 【令和5年度の場合：令和5年梅雨前線豪雨、台風第7号、台風第12号・第13号等】

補助率

2分の1以内

（1）治山施設災害復旧等事業の場合

ア 補助対象となる事業主体（次のいずれか）

- （ア）激甚災害に指定された災害等で、被害が激甚なことにより公共土木施設災害復旧事業に対する国の負担率が、0.667を越えることとなる場合
- （イ）事業主体ごとの公共土木施設災害復旧事業の工事費総額が、45億円以上
- （ウ）地すべり、橋梁又は特殊な工法を実施する箇所等

イ 補助の限度額

- 負担法施設 1500万円以上
- 暫定法施設 120万円以上（市町村）

（2）林道施設災害復旧事業の場合

ア 補助対象となる事業主体（次のいずれか）

- （ア）被害が激甚なことにより農林水産業施設災害復旧事業費に対する国庫補助率が、奥地にあっては10分の6.5、その他にあっては10分の5を超えることとなる場合
 - （イ）事業主体ごとの災害復旧事業費（暫定法施行令第3条により決定された事業費。）の総額が、林野庁長官が別に定める金額以上となる場合【令和5年災の場合：3,000万円以上】
 - （ウ）その他林野庁長官が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業
- 【令和5年災の場合：地すべり対策工法を実施する箇所、橋梁に係る箇所 等】

イ 補助の限度額

事業主体が交付を受けることとなる補助金の合計額が事業主体毎に林野庁長官が別に定める金額以上となる場合【令和5年災の場合：120万円（上記ア（ウ）に該当する災害を除く）】

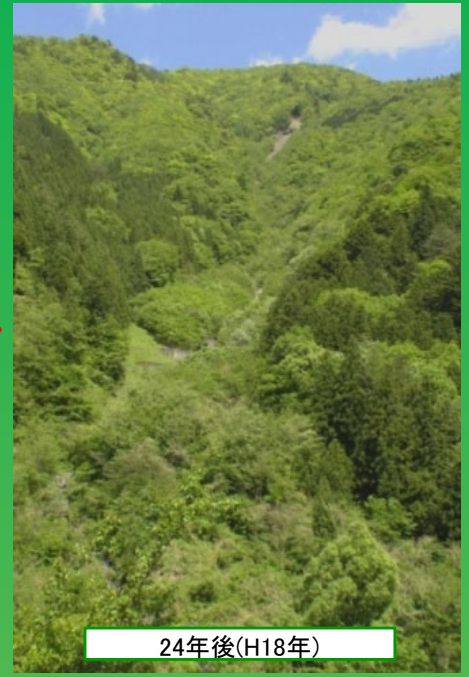
災害後の復旧経過事例



災害発生直後(S57年)



6年後(S63年)



24年後(H18年)

治山施設の復旧



林道施設の復旧



荒廃山地の復旧



問い合わせ先

【都道府県】

各都道府県の林務担当部局へお問い合わせください。

【林野庁】

- 治山施設等
- 林道・森林被害
- 共同利用施設
- 金融関係
- 森林保険

森林整備部 治山課 山地災害対策室
森林整備部 整備課
林政部 木材産業課、(経営課、研究指導課)
林政部 企画課
森林整備部 計画課

TEL: 03-3501-4756
TEL: 03-6744-2304
TEL: 03-3502-8062
TEL: 03-3502-8037
TEL: 03-6744-2246